**■個人番号記載が必要な届出について**

　医療保険分野での個人番号の利用開始に合わせ、平成29年1月1日に厚生労働省令（健康保険施行規則）が改正され、以後の一部手続きについて、健保への届出書式に個人番号の記載が必要になりました。

**①個人番号の記載が必要な届出**

　新様式の個人番号記載欄に記載をお願いします。

※事業所が健保に届け出る際に、該当欄に個人番号が記載されます。

被保険者資格取得届※、被扶養者調書、被扶養者異動届（「被扶養者となる場合」のみ）

　被保険者が個人番号の提出を拒否した場合は、法令に基づき、健保が住民基本台帳ネットワークシステムより取得します。

**②個人番号の記載が任意である届出**

　保険証の「記号・番号」を書式に記載すれば、個人番号は必要ありません。

≪適用・任意継続届出≫

任意継続被保険者資格取得申請書＊、還付請求書、任意継続被保険者資格喪失届

≪適用　その他届出≫

健康保険証再交付申請書＊、健康保険証滅失届＊、選択の届出、令第三十四条第二項の規定の適用の申請等

≪給付届出≫

限度額適用認定申請書＊、限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等、被保険者・家族療養費支給申請書＊、被保険者・家族出産育児一時金・付加金申請書＊、同(受取代理用)＊、出産手当金支給申請書＊、傷病手当金支給申請書＊、被保険者・家族埋葬諸費・付加金支給申請書＊、被保険者・家族移送費請求書＊、高額療養費支給申請書＊、給付制限事由該当等の届出、食事療養標準負担額の減額に関する特例、生活療養標準負担額の減額に関する特例、特別療養給付の申請等、特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定、特定疾病の認定の申請等、高額介護合算療養費の支給の申請等、高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

　＊健保HPに書式掲載の届出

「記号・番号」を記載せず、個人番号のみで届出を行う場合は、書式の「備考」欄に個人番号を記載してください。ただし、この場合は番号法の規定により、以下の個人番号関書類を届出に添付していただく必要があります。

・事業所経由で提出する場合（事業所勤務者等）

　番号確認書類（個人番号カード・通知カードなど）、代理権が確認できる書類（委任状など）、代理人の身元確認書類（登記事項証明書など）

・健保に直接届ける場合（任意継続加入者等）

　番号確認書類（通知カードなど）、本人確認書類（運転免許証など）

※添付書類の詳細については、健保事務局にお尋ねください。

以　上